

「東京都福祉のまちづくり条例」の見直しに向けた論点の概要

課題	課題に関する検討の柱	課題についての考え方	今後の方向性	
			まちづくり条例	まちづくりの施策
○現在の条例に基づく「福祉のまちづくり」は、限られた人を対象とした取組と受けとめられ、すべての人が快適、安心、安全に行動できるための施策の展開が不十分である。 ○情報提供、住宅や既存施設など、十分な進展が見られない領域があり、今後の取組方策の検討が必要である。	A ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた対象及び取組の拡充	(1) 子ども、外国人等も含めたすべての人を対象としたまちづくりに向けた取組の拡大・充実 (2) すべての人が不自由なく街歩きを楽しめるまちづくりに向けた取組の拡大・充実	○まちづくりの対象となる人の広がり ○施設整備だけでない取組の推進 * 情報入手に困難や障害のある人への対応 * だれにもわかりやすい情報提供やサイン掲示 * 安全、安心に行動できるまちの整備 * 災害時の生活環境の整備 等	○ユニバーサルデザインの考え方に立った整備を進めるためのガイドライン・事例集等の作成 ○ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりに取り組む区市町村の支援 ○工事中でも不自由なく移動できるような道路整備
○都民、利用者の視点に立った施設整備やまちづくり計画の策定などが必ずしも十分とは言えない状況である。 ○施設整備に偏り、住民、地域社会が関わることでより円滑に行動できる環境をつくる事業展開が不十分である。	B まちづくりに関わる多様な主体の参加、連携、協働の促進	(1) 地域での支えあい、事業所・店舗でのサポートにより、すべての人が不自由なく行動できる環境づくり (2) 東京都、区市町村、事業者及び都民のそれぞれの責務の見直しと相互の連携、協働による効果的なまちづくりの推進 (3) 施設整備の各過程における住民、当事者の意見を反映する仕組みや評価の仕組みの検討	○まちづくりの推進に関する「東京都の責務」を明記した上で、区市町村がまちづくりの取組を中心的に担うことを明確化 ○「事業者の責務」として、施設内部の利用目的に沿った整備、社員等へのまちづくりに関わる研修の実施及び東京都、区市町村への協力を追加 ○「都民の責務」としてまちづくりへの参加、地域での支え合いについて明記 ○事業者、行政、都民の協働によるまちづくりの推進及び住民、当事者の視点を入れたまちづくりの必要性を規定	○まちづくりに関わる普及・啓発 ○住民、社員等に対する研修のガイドラインの検討 ○ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりに取り組む区市町村の支援 ○都のまちづくり推進計画の策定や庁内の連携によるユニバーサルデザインの視点による施策の促進 ○施設整備プロセスへの住民、当事者の意見反映、評価の仕組みの検討
○整備基準に基づいて施設の入口までの整備は行われているが、整備対象外の部分には障壁（バリア）が残り、施設の目的に沿った利用やそこでの就労を妨げている。	C 利用者の視点に立った生活環境整備の充実・促進	(1) 目的に沿った施設利用を可能にする店舗等の内部及び障害者就労を促進するバックヤードまでの経路の整備促進 (2) 住宅内部の整備を促進するための区市町村、事業者等への支援 (3) 施設整備の実効性を高めるための区市町村届出窓口等への支援 (4) まちづくり条例とバリアフリー条例の関係整理やバリアフリー新法施行による整備基準の見直し	○店舗等施設内部の整備を「事業者の責務」として規定 ○バックヤードに至るまでの経路及び出入口を整備対象とし、バックヤード内部の整備を「事業者の責務」に規定 ○住宅内部の整備について東京都の施策推進を明記 ○まちづくり条例、バリアフリー条例（バリアフリー新法も含む）の整備対象範囲、整備基準及び取扱の相違点の調整を検討 ○バリアフリー新法及びバリアフリー条例がまちづくり条例を上回る部分を取り込む整備基準の改定	○利用施設の目的に即した整備方法を示したガイドラインの作成 ○住宅内部の整備について「施設整備マニュアル」等での整備事例の紹介、整備の必要性の普及啓発、その他東京都として行える施策の検討 ○区市町村窓口での指導、助言内容等の事例紹介や効果的な取組手法の共有化 ○両条例の関係等を説明した事業者、区市町村向け説明資料の作成